

各位

奈良県吉野郡上北山村 住民課

「定額減税に伴う補足給付金」の支給案内について

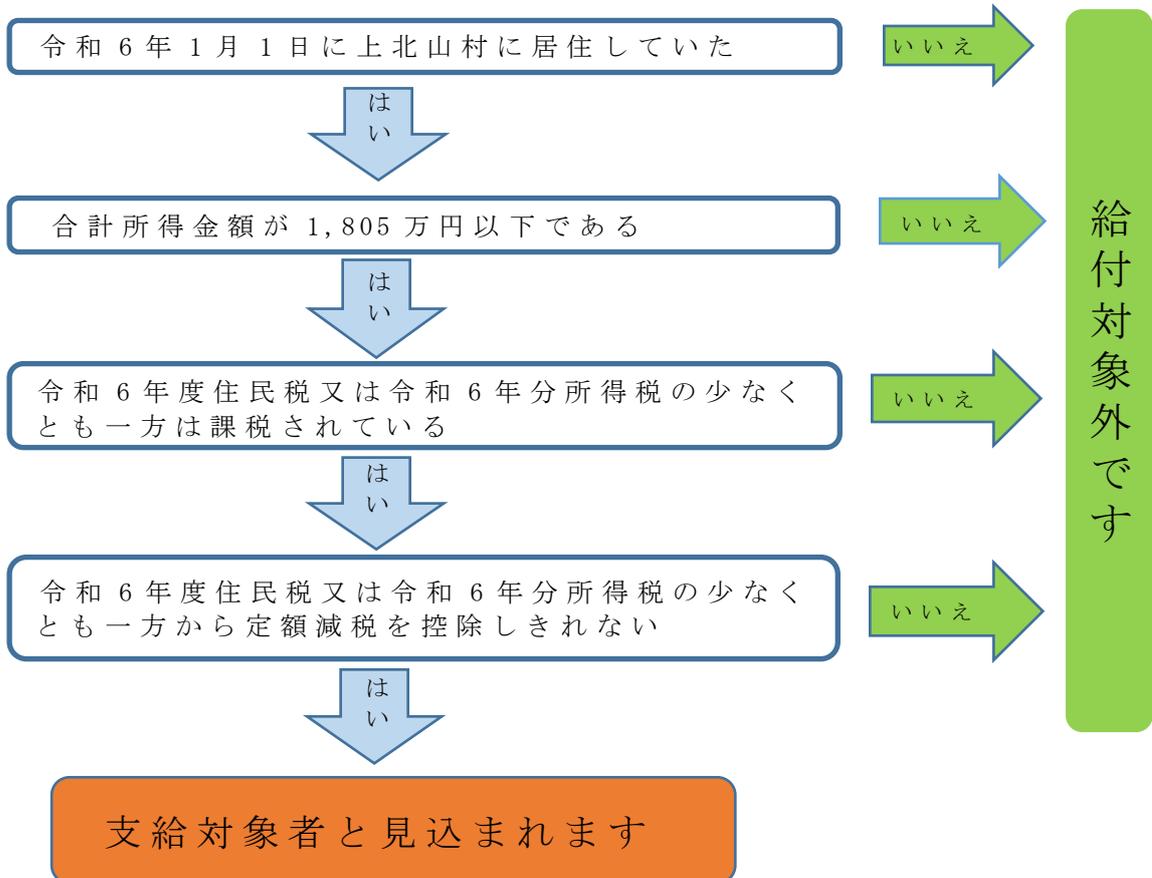
令和6年分の所得税及び令和6年度の住民税の定額減税対象者のうち、定額減税可能額が税額を上回り、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給します。

(令和6年分の所得税が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は令和7年度に追加で給付金を支給します。)

支給対象者

定額減税の対象者で定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方が対象です。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※支給対象者となるかは、以下のフローチャートを参考にしてください。



支給額

支給額は、①と②の合計を1万円単位に切り上げた額となります。

1 所得税分控除不足額

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)

令和6年分
推計所得税額

① (<0の場合は0)

2 住民税分控除不足額

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族数)

令和6年度分
住民税所得割額

② (<0の場合は0)

支給額 = ① + ② (1万円単位で切上げ)

支給の方法

令和6年度上北山村定額減税補足給付金対象者へ、7月30日(火)以降に「**上北山村定額減税補足給付金支給確認書**」を発送します。

7月30日(火)以降「**支給確認書**」発送の内容

①支給確認書(様式第1号)

- ・確認書の(1)、調整給付金の支給額及び算出式をご確認の上、支給確認書下段の本給付金の「受給します」もしくは「受給しません」のいずれかにを入れて頂き、一番下の氏名、確認日及び電話番号をご記入ください。

【裏面】

- ・確認書の(2)、給付金振込先口座の変更等は、①もしくは②を選択頂き、②を選択された場合は、金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義人等をご記入頂き、中段下の提出書類へのをお願いします。(※提出書類の最後にある「源泉徴収票、確定申告書、納税通知書等」の写しは、支給額等について大きな相違があると認められる場合のみご提出ください。)

また、本人確認書類等を添付の上、8月13日(火)までに返信用封筒にてご返送ください。

②振込予定日 → 令和6年8月30日(火)以降に10万円を振り込む予定です。

※受給を辞退される場合は、支給確認書の表面の下段にある「本給付金を受給しません。」にを入れて令和6年8月13日(火)までにご返送ください。

その他

- 令和6年6月2日以降に令和6年度の住民税に係る修正申告をされた方は支給要件を満たさない場合があるため、課税状況を確認させていただきますので、下記までご連絡下さい。
- 定額減税補足給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、課税及び差し押さえの対象となりません。

問い合わせ先：吉野郡上北山村住民課
受付時間：平日9時から17時まで
電話番号：07468-3-0223